

総基料第212号  
平成28年11月15日

## 聴聞の開催等について

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第161条第1項の規定に基づき、別紙のとおり聴聞を行うこととしたので、掲示する。

また、当該聴聞に参加することを希望する関係人は、別紙に基づき主宰者に書面を提出することを要する。

(別紙)

## 1 事案の要旨

日本通信株式会社は、自社が設置する電気通信設備と特定移動端末設備（ソフトバンク株式会社が販売したSIMロックがなされた端末及びSIMロックがなされていない端末の双方を含む。）との間の符号及び映像の伝送交換を可能とするソフトバンク株式会社の第二種指定電気通信設備との接続（GPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式による。）をソフトバンク株式会社に求めているが、ソフトバンク株式会社は日本通信株式会社に対し、ソフトバンク株式会社が販売したSIMロックがなされた端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じられない旨の回答を行っている。その結果、日本通信株式会社は、電気通信設備の接続に関する協議が不調のため、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第35条第1項の規定に基づき、電気通信設備の接続に関する協議の再開の命令の申立てを行った。

事業法第35条第1項に規定されているとおり、電気通信事業者は、他の電気通信事業者から接続に関する協定の申入れがあった場合、事業法第32条各号に掲げる場合に該当すると認めるときを除き、これに応じなければならない。当該接続については、事業法第32条各号に掲げる場合に該当するとは認められないことから、ソフトバンク株式会社に対し協議の再開を命ずるに当たり当該命令の名宛て人になるソフトバンク株式会社を当事者とする聴聞を行うものである。

## 2 聴聞の期日及び場所

平成28年11月30日（水）15時00分から  
総務省

## 3 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課  
東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 中央合同庁舎第2号館10階

## 4 聴聞への参加手続

当該聴聞に参加することを希望する関係人（以下「利害関係人」という。）は、平成28年11月24日（木）までに、総務省聴聞手続規則（平成12年総理府郵政省自治省令第3号）第4条の規定に基づき、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出しなければならない。主宰者が参加人を許可したときは、申請者に対し通知をする。

なお、主宰者は、必要があると認めるときは、当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有すると認められる者に対し、聴聞に関する手続に参加することを求めることができる。

## 5 聴聞の公開・非公開の別

非公開とする。